

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について（議案第132号）

市民課

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等により、成年被後見人に係る欠格条項等が見直されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 成年被後見人であって、その法定代理人が同行し、かつ、登録を受けようとする印鑑を自ら持参したものは、印鑑の登録資格を有することとする。
- (2) 印鑑の登録資格を有する成年被後見人から印鑑の登録申請があったときは、市長は、登録申請者が本人であること、当該申請が本人の意思に基づくものであること等を確認するものとする。

3 施行期日

公布の日